

# 標榜診療科名の改正について（医療法施行令の一部改正）

## 概要

患者や住民が自分の病状にあった適切な医療機関の選択を支援するという観点から、現行の広告可能な診療科名を限定列挙する方式を改め、一定の性質を有する事項を診療科名とする柔軟な方式とし、標榜診療科名を相当程度拡大する。

## 現行

具体的な標榜診療科名を限定列挙

|        |            |
|--------|------------|
| 内科     | 脳神経外科      |
| 心療内科   | 呼吸器外科      |
| 精神科    | 心臓血管外科     |
| 神経科    | 小児外科       |
| 呼吸器科   | 皮膚泌尿器科     |
| 消化器科   | 性病科        |
| 循環器科   | こう門科       |
| アレルギー科 | 産婦人科       |
| リウマチ科  | 眼科         |
| 小児科    | 耳鼻いんこう科    |
| 外科     | 気管食道科      |
| 整形外科   | リハビリテーション科 |
| 形成外科   | 放射線科       |
| 美容外科   |            |

その他、厚生労働大臣の許可を得た  
標榜診療科名として、麻酔科

## 改正後（平成20年4月～）

以下に掲げるいずれも標榜診療科名とする。

○単独で広告可能な診療科名として、内科・外科

○内科・外科と以下に掲げる事項とを組み合わせたものも診療科名とする。

- a 人体の部位や臓器の名称
- b 患者の特性
- c 診療方法の名称
- d 症状、疾患の名称

（a～dの具体的事項は、政省令で規定）

○その他、単独で広告可能な診療科名として、以下に掲げる診療科名

……精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科

○さらに、これらの診療科名と上記a～dの事項とを組み合わせたものも診療科名とする。

※ なお、改正前から広告している診療科名については、改正後も広告を続けることは可能